

北九州市監査公表第18号

令和2年7月31日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	香月 耕治
同	河田 圭一郎

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 井上 勲（令和2年6月30日辞任）、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治、同 河田 圭一郎により行った。

#### 1 監査の対象

今回の監査は、企画調整局、総務局、市議会事務局及び教育委員会の平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

#### 2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 3 監査の期間

令和元年11月7日から令和2年6月4日まで

#### 4 監査委員の除斥

香月耕治監査委員及び河田圭一郎監査委員は、市議会事務局における政務活動費等の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

#### 5 監査の結果

##### (1) 企画調整局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

## ア 契約事務

### (ア) 委託契約事務について

(都市マネジメント政策課)

「小笠原流流鏑馬」会場設営等業務委託（令和元年度）に係る指名競争入札において、仕様書に記載された業務内容が入札価格を積算するのに十分なものでなかったため、落札者なしで入札不調となっていた。また、予定価格と入札価格の乖離が大きかったにも関わらず、原因の検証や入札手続きのやり直しを行わないまま、随意契約を行っていた。

技術監理局長の通知では、予定価格及び入札価格の積算の基礎となる仕様書は、委託業務の内容を十分に検討したうえで、作業量や作業の実施方法を適切かつ具体的に記載することとされている。また、競争入札に付したが予定価格と最低入札価格との差が大きく落札者がいない場合は、予定価格の設定自体が的確でない可能性が高く、安易に不落随契をすべきではないとされ、発注者の立場を利用して随意契約の締結を強要することがあってはならないとされている。さらに、このような場合は、①予定価格を十分に検証したうえで適正に改定する、②仕様を見直すなどにより、改めて競争入札に付すなどの対応を検討することとされている。

適正な事務処理をされたい。

## イ その他事務

### (ア) 市が事務局となっている団体の経理事務について

(企画課、東京事務所)

北九州市学園祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）について、平成30年度及び令和元年度に実行委員会が就任依頼を行った「K i t a Q フェス i n T O K Y O」企画運營業務選定委員会の委員への謝金を市費で支出していた。

また、実行委員会においては、平成30年度の「K i t a Q フェス i n T O K Y O」でのグルメ販売の売上金を速やかに通帳に入金せず、1週間近く現金で保管していた。

事業の実施にあたっては、実行委員会が行う業務と市が直接行う業務を明確に分ける必要がある。また、市会計規則では、出納職員が収納した現金は、即日（やむを得ない場合は翌日までに）指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、市が事務局となっている団体の事務については、団体の規約や経理規程のほか、市の会計規則等に準じた適正な事務処理が求められる。

適正な事務処理をされたい。

## （２）総務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

## （３）市議会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

## （４）教育委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

### ア 契約事務

#### （ア）委託契約事務について

（学校保健課）

平成３０年度に学校保健課で締結した、①グリーストラップ内汚泥処理業務委託契約について、契約締結後に収集運搬業者を追加した上で業務実施期間を変更した際、また、②グリーストラップ内汚泥収集運搬業務委託契約について、業務実施期間を変更した際に、いずれも決裁権者への口頭による説明は行っていたものの、決裁を受けずに契約書を訂正し、公印を無断で押印していた。

本来、契約の内容を変更する場合は変更契約が必要となり、契約書の訂正を行うべきではない。また、市公印規則では、公印は不正使用等のないように保管を厳重にし、公印の押印を必要とする者は、押印を必要とする文書及び決裁を受けた起案の文書を公印の保管者又は取扱責任者に提示することとされている。

適正な事務処理をされたい。

## イ その他事務

### (ア) 給食費の管理、執行について

#### (池田小学校)

平成30年度分の給食費について、以下のような不適切な事例がみられた。

①給食発注数の確認が不十分であったため、公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「市給食協会」という。）に対して過大な給食発注となった。また、②保護者等から徴収した給食費の一部を市給食協会の指定する期限までに納入していなかった。そのため、③市給食協会では、翌年度に給食費実施総額を算定し、余剰額が生じた場合には、返戻金として各学校に返金しているが、令和元年度に返戻金として当該学校に返金されなかった。

校納金会計事務取扱マニュアルでは、校納金は公金に準じた取扱いを行うものであり、その経理については、収入から支出までの経緯を明確にし、保護者等の不信を招くことのないよう、適正に管理執行しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。